

AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るAIアプリ導入・支援業務公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年5月7日

No	項目	項番	質問	回答
1	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (3)	国際交流とありますが、評価項目に記載があるように今回の目的は「生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び英語学習へのモチベーション向上」を図ることと理解しております。目的が達成されれば外国に居住する英語話者と1:1でオンラインにてコミュニケーションがとれる仕組みでの提供で問題ないでしょうか。	対象者数が非常に多いため、授業内におけるグループ単位での交流を想定していますが、1:1でのコミュニケーションがとれる仕組みでも差し支えありません。
2	募集要領	9 企画提案書の審査(4)	「スピーキング評価がCEFRに基づいており、また0-100%での数値化が可能」について、こちらの評価は達成度合いを可視化すると拝察いたしますが、%での数値化が可能とはどのような点について数値化をする想定か具体例をお示しいただけますか。またその数値化する部分については数値化の目的が達成できれば%でなくても良いでしょうか。不可の場合は併せて不可である理由をご教示ください。	数値化が可能な評価項目の具体例として、「発音」および「流暢さ」について、達成度を0-100%の範囲で表示する方法を想定しています。 客観的な数値化を求めています。目的が達成できればパーセンテージでなくとも差し支えありません。
3	仕様書	4 業務内容(1) (2)(4)	本業務において、応募者が契約主体として業務全体を統括し、AIアプリ導入、システム設定、API連携、技術保守等の一部業務について、技術協力会社を配置する体制は認められますか。	発注者に対して技術協力会社を配置する理由、担当範囲、責任分界、情報管理体制等の情報を書面で示し、発注者が許諾すれば、差し支えありません。
4	仕様書	4 業務内容(1) (2)(4)	技術協力会社を配置する場合、参加申込書又は企画提案書において、当該協力会社の名称、担当範囲、責任分界、情報管理体制を明記すればよろしいでしょうか。	左記の内容に加え、技術協力会社を配置する理由を企画提案書に記載してください。
5	仕様書	8 その他(2)(3) (4)	個人情報を取り扱う可能性のある技術業務については、契約締結後、仕様書及び個人情報取扱特記事項に基づき、必要に応じて発注者の承諾を得たうえで実施する理解でよろし	ご理解のとおりです。

		別記 個人情報 取扱特記 事項	いでしょうか。	
6	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (3)	「学習者の電子端末を用いてオンライン国際交流を実施することが可能であること」とありますが、発注者様が想定されている各対象校での実施規模（学年単位、学級単位、グループ単位など）をご教示ください。	授業内におけるグループ単位での実施と想定しています。
			実施回数および時期についてですが、AIアプリでの継続的な学習を通じた生徒のスキル向上度合いを確認するとともに、生徒の今後の学習モチベーションを維持させるための交流機会としたいと考えております。そのため、本業務におけるオンライン国際交流は「実証期間の後半に1回」実施することを想定しておりますが、このような提案内容でも要件を満たすものとして問題ないでしょうか。	ご記載の内容は要件を満たしています。
7	仕様書	別記 個人情報 取扱特記 事項 第 7	別記「個人情報取扱特記事項」第7項において、個人情報処理の再委託は原則禁止とされておりますが、発注者の承諾を得ることを前提として、オンライン国際交流に関する業務（海外校とのマッチングや関連業務等）の一部を第三者に再委託することは可能でしょうか。	発注者が許諾すれば可能です。
8	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (7)	「学習者のスピーキング評価がCEFRに基づいており、また0-100%での数値化が可能であること」とありますが、この数値化された評価結果は、主にどのような目的での活用を想定されていますでしょうか。（例：事業の事前事後の効果測定、生徒自身の自己調整学習への活用など）	当該評価結果は、事業の実施前後における効果測定に活用することを想定しています。また、数値化された評価の結果を生徒自身が確認することで、学習の振り返りや目標設定がしやすくなり、学習意欲の向上につながることも期待しています。さらに、教師が生徒の到達度を把握することで、指導の改善や個別支援に活用することも想定して

				います。
9	仕様書	7 AI アプリ導入後の支援(6)	「教員向けサポートを行う、個別相談窓口を設置すること」とありますが、この相談窓口の提供手段として、チャットツール等を用いた窓口を想定(提案)してもよろしいでしょうか。	ご記載の内容で差し支えありません。
10	仕様書	8 その他 (2) (3) (4) 別記 個人情報 取扱特記 事項	<p>名古屋市教育委員会では、「教育上の必要性が認められない生徒の顔画像や動画の収集・蓄積機能は、万一の事故の際に教育委員会が負うべき責任を不必要に増大させる」として、これらの収集を行うサービスの利用を明確に禁止しています。また、大分県教育委員会の入札では他社からも「顔画像」について教育的妥当性やセキュリティ負荷について質問が飛び交い、入札が中止となりました。新潟県情報セキュリティ基本方針第1(目的)には、県民の個人情報を脅威から保護し「県民からの信頼の維持・向上」に寄与することは「必要不可欠」であると定められています。</p> <p>本事業において、AIによる発話判定に不可欠ではない「生徒の顔画像や動画」を録画・蓄積する機能は、ポリシーが求める「県民(生徒)の権益の保護」の観点から、名古屋市と同様に「不要または非採用の対象」となりますでしょうか。</p>	生徒の顔画像・動画データの収集・蓄積機能については、生徒の個人情報保護および情報セキュリティの観点から、慎重に判断すべきものであると考えています。なお、本プロポーザルにおいては、当該機能の有無を理由として非採用とすることはありません。
11	仕様書	8 その他 (2) (3) (4) 別記 個人情報 取扱特記	新潟県セキュリティ基本方針第5-2に基づき、本業務で取り扱う「生徒の顔映像・音声」を機密性レベル等の重要性分類(格付け)のいずれに区分されましたか。具体的な格付けをお示しください。	当教育委員会所管業務の情報セキュリティについては、新潟県セキュリティ基本方針とは別に、新潟県教育委員会情報セキュリティポリシーで定めています。新潟県教育委員会情報セキュリティポリシーにおける具体的な情報資産の分類については、非公表のため示すことができません。

		事項		
12	仕様書	8 その他 (2) (3) (4) 別記 個人情報 取扱特記 事項	格付けに応じた「技術的セキュリティ（新潟県セキュリティ基本方針第5-5）」等の対策が、仕様書で事業者に委ねられている内容で十分であることを、発注者としてどのように客観的に確認されていらっしゃいますか。	本件における技術的セキュリティ対策については、仕様書上で事業者の実装を委ねる部分がありますが、新潟県教育委員会情報セキュリティポリシー等に基づいて業務が行われていることを、随時、事業者を確認します。
13	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (3)	機能要件5(3)の「実施することが可能であること」について、これは「希望者全員に定期的な機会を保障する」という意味か、単に「機能として備わっていればよい」という意味か、公式な定義をお示しください。	授業内において、グループ単位で1回以上オンライン国際交流の機会を保障することを求めています。
14	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (3) 8 その他	適正な予算執行の観点から、「実際にオンライン国際交流に参加した生徒数および総時間」をKPI（重要業績評価指標）とし、精算の根拠とするお考えはありますか。実参加率が低い場合に未執行分が事業者の超過利潤となる構造は、県民からの信頼維持（新潟県セキュリティ基本方針第1）に反することにならないでしょうか。	本プロポーザルの募集要項および仕様書には、オンライン国際交流の参加人数や実施時間をKPIとして精算額に反映させることは想定していません。オンライン国際交流については、授業内において、グループ単位で1回以上の機会を保障することを求めています。また、本事業はAIアプリの導入・運用についての包括的な支援業務であり、総合的な取り組みをとおして生徒の英語力を高めるものです。
1 5	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (1)	機能要件5(1)で「音読・プレゼンテーション練習及びライティング練習ができること」とありますが、これは「単一のアプリ」で実現できなくても構わないでしょうか。具体的には「音読・プレゼンテーション練習」のアプリと「ライティング練習」のアプリが別のものであってよいか、ということです。	ご記載の内容で差し支えありません。

16	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (3)	機能要件5(3)で「学習者の電子端末を用いてオンライン国際交流を実施することが可能であること」とありますが、これはアプリの機能の一部であることは条件に入りますか。具体的には「オンライン国際交流」を、AIアプリ外のサービス(ZoomやGoogle meet等のオンラインコミュニケーションツール)を利用して実施することは要件にかなっていますか。	AIアプリ外のサービス(ZoomやGoogle meet等のオンラインコミュニケーションツール)を利用して実施することは可能です。
17	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (4)	機能要件5(4)で「学校の授業教材に合わせたコンテンツのカスタマイズが可能であること」の範囲を具体的に示していただけますでしょうか。「音読」「プレゼンテーション練習」「ライティング練習」のそれぞれすべてにカスタマイズ機能が必要でしょうか。	当該要件では、課題ごとに生徒の習熟度に応じた調整が可能であることを求めています。音読・プレゼンテーション練習およびライティング練習の各機能に編集機能が備わっていることが望ましいものの、少なくともいずれか1つについて、授業内容に沿ったカスタマイズが可能であれば、当該要件を満たすものと考えています。
18	仕様書	5 AI アプリの 機能要件 (7)	機能要件5(7)で「学習者のスピーキング評価がCEFRに基づいており、また0-100%の数値化が可能であること」とありますが、この評価は「音読」「プレゼンテーション練習」の両方に関わる内容でしょうか。単語の音読だけで妥当なCEFR評価は出ないものと認識しております。	当該要件は、文章の音読・プレゼンテーション練習を含むスピーキング活動全体について、CEFRを参照した指標で習熟度を把握できる仕組みを求めることを趣旨としていますが、文章の音読・プレゼンテーション練習のそれぞれの項目を個別に評価する仕様でも当該要件を満たすこととします。